

強風で家屋等に被害を受けた皆様へ

令和3年12月1日から2日にかけての強風で被災された皆様に対し、心よりお見舞い申し上げます。資産税課では、災害により家屋や償却資産（事業用の構築物や機械等）に一定程度の損害が生じたときは、来年度の固定資産税・都市計画税（以下、固定資産税等）への影響を把握するため、現地調査を実施しています。

また今年度の固定資産税等の減免や、り災証明書の発行については、下記までお問い合わせください。

令和4年度固定資産税等について

- ◆ 家屋が滅失又は使用不能となった場合は、課税対象外となる場合がありますので、調査にご協力願います。
- ◆ 償却資産が滅失又は使用不能となった場合は、その旨を償却資産申告書の種類別明細書に記載してください。

被災の証明書の発行について

災害により被害を受けた住家や物件等に対して「り災証明書」または「被害届出証明書」を発行しています。保険金請求や融資の手続きの際に、市が発行する証明書の提出を求められる場合があります。どちらの証明書が必要になるかは、手続きを行う申請先にご確認ください。

◆り災証明書

※自然災害による住家等の被害程度を証明するものです。市の職員が現地調査を行い被害程度を確認します。

【担当窓口】 資産税課 65-4123

◆被害届出証明書

※自然災害による物件等の被害について、被災者から被害の届け出があった旨を証明するものです。被害程度の判定が必要なものは、この証明書で対応できません。

【担当窓口】 危機対策課 65-4103

固定資産税等の減免について

課税となっている住家等に甚大な損害を受け、居住又は使用目的を著しく損じた場合で当該建物等の価格の10分の1以上の価値を損じた場合に該当になります。下記の「固定資産税・都市計画税の減免制度の概要について」（一部抜粋）を参照ください。

【担当窓口】 資産税課 65-4123

※「固定資産税・都市計画税の減免制度の概要について」（一部抜粋）

1 災害により滅失又は甚大な損害を受けた固定資産

震災、風水害、火災、落雷等により甚大な損害を受け次の条件に該当するとき。

（職員が現地調査させていただきます。）

【家屋】

損傷の程度	減免の割合
全焼、全壊、流失、埋没等により家屋の原型をとどめないとき 又は主要構造部が著しく損傷し当該家屋の価格の 10 分の 6 以上の価値を減じたとき	全部
その他家屋に損傷を受け、居住又は使用目的を著しく損じた場合で当該家屋の価格の 10 分の 1 以上の価値を損じたとき	10 分の 5

【償却資産】

【家屋】に準じます。

帯広市税務室資産税課家屋係
TEL 65-4123（家屋担当）
65-4124（償却資産担当）